

フィリピンニオケルハンザイボウシトケイジシホウ セイド

ロジェリオ, F・ヴィスタ
フィリピン法務省検察局上席検事

土井, 政和
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1983>

出版情報：法政研究. 60 (1), pp.103-118, 1993-11-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



フィリピンにおける犯罪防止と刑事司法制度

フィリピン法務省検察局上席検事 ロジェリオ・F・ヴィスタ

本講演は、アジア刑政財団福岡支部と九州大学法学部の共催により、一九九三年三月八日、九州大学国際ホールにおいて行われたものである。講師のロジェリオ・F・ヴィスタ氏は、一九八五年東マニラ大学を卒業、翌年、フィリピン法務省訟務局訟務検事に任官され、現在、法務省検察局上席検事（風紀・賭博取締担当、大統領府犯罪防止委員会検察部委員）を務められると共に、一九八九年から、サン・ペダ大学法学部教授を兼務されている。第九三回アジア極東犯罪防止研修所国際セミナー客員専門家として来日されたのを機会に、講演をお願いすることになった次第である。

近年、わが国の法学分野においても、アジア諸国との交流は盛んになってきている。刑事法の分野でも、アジア諸国の犯罪状況、刑事司法、犯罪者処遇制度などについて紹介されることが多くなってきた。例えば、犯罪状況に関しては、法務総合研究所・アジア極東犯罪防止研修所・財団法人アジア刑政財団『アジア諸国の犯罪報告書』が平成五

年より刊行され、刑事司法の概況については、既に、宇津呂英雄編『アジアの刑事司法』（有斐閣、一九八八）が出版されている。また、犯罪者処遇の実情については、『刑政』『犯罪と非行』『罪と罰』などの誌上において紹介がなされている。しかし、各国別にみても、その情報は必ずしも多くない。フィリピンに関しても、事情は同じである。犯罪状況については、『アジア諸国の犯罪報告書』五四頁以下、刑事司法については、『アジアの刑事司法』二五七頁以下に詳しいが、刑事司法の運用実態については、いまだ明らかとはいえない。このような事情の下で、本講演は、フィリピン刑事司法運用の一面を紹介するものとして意義があろう。翻訳者は、国連アジア極東犯罪防止研修所教官の尾崎鉄也氏である。

なお、アジア刑政財団に関しては、敷田稔「国連NGOのACPF」法曹第五〇六号参照。福岡支部は、一九九二年一月三〇日に設立された。

（文責 土井政和）

はじめに

本日ここにお招き頂き、私の国フィリピンについて話す機会をいただきましたことを大変光栄に、また嬉しく思います。しかし、その前に、まずこのような重要な場にお招き頂いたことに心より、御礼申し上げます。特に、アジア刑政財団福岡支部の後藤会長ほか各位の皆様、並びに九州大学の小山法学部長ほか関係教授の皆様のかい御配慮に深謝するとともに、国連アジア極東犯罪防止研修所長に対しても、今回の日本滞在が実現できたことについてこの場を借りて御礼申し上げます。

国連アジア極東犯罪防止研修所（以下、「アジ研」と略称する。）及びアジア刑政財団（以下、「財団」と略称する。）の緊密な連携・協調関係に基づく諸活動を通して、私たちの国フィリピンは、大きな恩恵を受けてきております。毎年三回行われるアジ研の研修には、フィリピンの刑事司法関係職員が、過去三〇年間必ず参加しております。現在、一〇〇人を越えるアジ研の同窓生が全国に散らばっており、刑事司法の各分野でそれぞれ活躍しています。その多くの者は重要な地位にあって、政策決定を任されるような仕事をしているわけですが、その職務遂行に当たっては、アジ研で学び得た知識等が大いに役立っております。

一九八一年には、少年非行に関わるアジ研とフィリピン政府共催のジョイント・セミナーが開催され、少年司法の最低基準規則を作成するための意見交換が行われました。その際の会議の成果は貴重な基礎資料としてまとめられ、その後国連本会議に提出され、正式の少年司法準則として採択されたのです。更に、財団のフィリピン支部と名古屋支部は、昨年から姉妹支部の関係にあります。同支部とフィリピン支部は共催のもとに、財団の第三回世界大会を実施することにしております。来年の三月頃に開催予定のこの会議には関係諸国から多数の参加者が見込まれ、私ども担当者は、現在そのための準備を進めております。

私どもの犯罪防止活動について、より分かりやすく説明できるように、まず、フィリピンという国についてお話ししたいと思います。私の国は、一、一〇七の島々からなり、人口六、三〇〇万人以上の熱帯の国です。マレー系民族で、中国、日本、ジャワ、マレーシア、その他の近隣諸国と通商上接触してきたため、文化は基本的にはアジア的なものです。一五二二年、スペイン人のマゼランとその一行がフィリピンに到着しました。それ以降、一五二一年から一八九六年まで、フィリピンはスペインの植民地となり、スペイン文化と西洋文化を吸収して参りました。スペインの法律も導入され、今では、フィリピンの司法制度と統合され、深く根付いています。ですから、我々の法典は、ス

ペインの刑法に改正や、修正を加えたものです。その根底には、悪行に携わる者は厳しく罰するという哲学があります。しかし、悪行でなくても、公共政策や、国家の利害に関わるような違法活動も罰せられることがあります。

フィリピンは一八九六年、スペインと戦いました。そして、勝利をおさめるかに見えたところで、米国の統治下におかれたのでした。米国統治下での四〇年間、米国人はフィリピン人に対し、積極的に教育活動を行いました。それは、スペイン植民地下の時代とは違ったものでした。アメリカの教育制度が採用され、それを通じて米国文化はフィリピン人とその生活の中にとけ込んでいきました。学校では、英語で授業が行われ、公用語も商用語も英語になりました。これは現在も続いています。このような背景がある為に、フィリピン人は、話せないにしても、少なくとも英語を理解することができのです。このような観点から、英語は我々の第二の言語と言うことができます。

これと同様に重要なのは、米国が、フィリピンに政治とそれを支える機構をもたらしたということです。我国の憲法は、米國憲法に基づいたものです。憲法の下に、大統領制と、立法府、行政府、司法府があります。三権分立制で、相互間にチェックアンドバランスの原則があります。我国の憲法の中で、最も進歩的な特徴の一つに、国の主権を保持しつつも政府の権限に制限が課せられているという事があります。特に、憲法の権利の章典は、有罪の宣告を受け、その刑期の終了後、犯罪の責任を問われる危険性のある人々の人権の擁護を目的とした、いくつかの規定を示しています。

短い間でしたが、日本とフィリピンの歴史を見ると、両国の進む道が交差した事があります。自然の成り行きに任せ、両国が手を結んでいたら、今ごろどうなっていたかは容易に想像がつかます。

ですから、我国の司法制度とはいっても、それは米国、スペイン、自国の制度の入り交じったものです。そこには短所があることは否めませんが、また一方では、それが我国に大きな恩恵や機会をもたらした事は議論の余地があり

ません。しかし、改善の余地はまだあります。そして、現在の指導者達は、社会的、政治的しくみの再定義を行っていません。いわば、まだ試行錯誤の状態なのです。

フィリピン人は平和を好む民族です。社会の平和のためなら、少しばかりの権利を犠牲にする事も惜しみません。社会の調和、円滑な関係のためには、いかに正当性があるとも、個人的利害や満足を捨て、最後の最後まで平和を守り続けようとしています。そういう意味で、フィリピンの政治的特性には、賞賛に値するものもありますが、問題をも引き起こしかねない要素も含んでいます。何故、フィリピンががまんならないほど抑圧的なスペイン体制に反旗を翻すのに四〇〇年もかかったのか、また、反対に何故一人の独裁者がわずか二〇年で転覆させられたかを明らかにします。一九八六年、もはやがまんのできない限界にまで達した時、フィリピンでは二月革命が起こり、独裁者の政権は転覆させられました。今日私どもが直面している多種多様の犯罪現象は、以上すべて参りましたような我が国の歴史的な背景に大きく起因しているのです。

このような背景説明をもとに、フィリピンにおける刑事司法制度の運営について話したいと思います。

近年強盗事件の件数は激減しております。一九九一年には、前年比で三七%減りました。更に、一九九二年には、前年の五九件から二九件に減り、前年比四四%減となりました。また、昨年は政府の薬物関係犯罪取締強化の結果、四、〇〇〇人以上の逮捕と、一五億ペソ以上にものぼる違法薬物の押収がありました。一九九一年と比べると、人に対する犯罪は一二%、財産に対する犯罪は三一%減少しました。

一 刑事司法制度の運営

今や犯罪や犯罪者が全世界を支配しようとしています。地上に住むのは、天使や聖者ではなく人間です。これは、

人は誰も危険な力を宿していて、それを放っておけばこの世は悪魔の巣窟になってしまう、という古い格言を裏付けています。このような危険な人間の力を、完全に排除することは不可能なことかも知れませんが、これを抑制する外的環境、特に司法環境を強化しなければなりません。

フィリピンでは、刑事司法制度の各分野を通じて、社会に対する犯罪の脅威を封じ込めたり、取り締まろうと努力しています。このプレゼンテーションの便宜上、以下刑事司法を担う四つの部門、すなわち(一)捜査機関 (二)検察 (三)裁判所 (四)地域社会について説明します。これら四つの部門が、犯罪防止と刑事司法行政においてどのような役割を果たしているか、更には、それぞれの職責を果たす上で当面している問題点は何か、という点を中心にお話して参ります。

(一) 捜査機関

法執行機関が、実質的な法の執行業務に携わっています。このような政府の執行機関の中には、関連部局の服務や規制の執行状況を監視するための事務要員をかかえる部門もあります。しかし、全国の法執行は現在、自治省の直接管理・監督下にある、フィリピン警察庁に委ねられています。犯罪と戦う最前線にいるのが我が警察官です。法で許された枠内で、命をかけて犯罪者を追跡することになります。それでは、我国の警官が通常直面するのはどのような犯罪で、どのような犯罪グループが存在するのかを、明らかにして参りたいと思います。我国の法執行機関による犯罪防止努力の実情を見ながら、そのうちのいくつかに触れることにしましょう。

(1) 身代金目当ての誘拐

この暴虐非道の犯罪は、多くの場合被害者の解放と引換えに要求される身代金の額が何百万ペソにもなる、大変もうかる犯罪です。従って、多くの犯罪グループがこの分野に手を伸ばしてきております。誘拐の対象として狙われ

易いのは、裕福なビジネスマン、特に中国系フィリピン人です。彼らは、誘拐犯からの報復を恐れ、当局には通報せず、すぐに身代金を払う傾向があるので、誘拐を助長しています。実際、誘拐の被害者や家族のこのような態度が、誘拐の撲滅運動の大きな障害となっているのです。また、彼らは、犯人が逮捕された後でさえ、協力を拒むので、首尾よく裁判に持ち込む事が大変困難なのです。

(2) 銀行強盗

犯罪者の一味が客を装って銀行に入り、遂行します。銀行の中へ入れば、後は「強盗だ!」と言えば良いのです。もう一つの手口は、銀行間を移動中の現金輸送車を襲う方法です。

(3) 自動車窃盗

自動車窃盗犯は、多くの場合強力な小火器を所持しています。最近では、駐車してある車や無人の車を盗むのではなく、車の持ち主に銃口を向けて、脅し盗る事例が増えています。

(4) 薬物取引

マニラは、違法な薬物のアジア諸国や欧州への密輸の中継基地になっています。これは、現地の犯罪者と外国の犯罪者が結託して遂行するいわゆる組織犯罪です。特に、日本のやくざと香港ギャングのつながりが最近目につきま

(5) 不法賭博

賭博場は、毎日何百万ペソをはじきだすドル箱となっています。家族のニーズを満たすべき財産を浪費することから、賭博に対する反対世論が増大しています。賭博は、貧しい家庭を一層の貧困に陥れているのです。

(6) 路上で頻発する犯罪

前述の組織犯罪以外に、路上での強盗、殺人、すり、強姦などの犯罪においても、軽視できないものがあり、警察関係者はその対応に追われています。

(7) 警察の業績

現大統領の優れた指導の下、現政権誕生とともに、フィリピンの犯罪は目に見えて減少傾向にあります。警察による容赦ない厳しい身代金目当て誘拐撲滅運動の成果で、この間一五の身代金目当ての誘拐グループが摘発されました。一九九二年には一五四人の誘拐犯が逮捕され、九名が自首、数名が逮捕時警官との衝突で死亡しました。

(二) 検 察

国家検察局は、司法省の下にあり、これを運営するのは検事総長です。検事総長は、何名かの次長検事と数名の国家検事（私もその一人ですが）と仕事を共にしています。フィリピンは、いくつかの行政単位としての地区（Region）に分割され、その中に地方があり、州（Province）及び市（City）があります。各地方には、地方検事と、検事補がおかれ、各州には州検事とその検事補、各市には、市検事とその検事補が置かれています。これらの検事は自分の管轄区内の犯罪の捜査、訴追の責任を担っています。

しかし、我国の法律は、検事が単独で事件の捜査を開始する事は許していません。我国の刑事司法制度では、警察か被害者側が検察庁に告訴を申し立てた後、初めて、検察官の捜査が開始されます。この場合、被疑者が既に逮捕されているか否かによって、その後の手続が異なります。フィリピンでは、現行犯や法の定める一定の要件を満たした場合、警察官のみならず私人もその犯人を逮捕することができます。しかし、日本やその他の多くの国と異なり、フィリピンの刑事手続の大きな特徴は、これら現行犯逮捕等、令状なしで逮捕できるケースを除き、警察官が裁判所に逮捕状を請求し犯人を逮捕するという制度がありません。この場合、通常警察は被疑者の身柄を拘束することなく

検察庁に事件を告訴し、その後検察官の予備審問手続が行われます。この手続においては、検事は被告訴人を召喚し、原告側の主張に対し、告訴に反論する証拠を提出させるなどして、十分な弁解の機会を与えます。検察官は、警察から送付されたすべての証拠に加え、被疑者側から提出された反対供述書や補助証拠をも考慮して、被疑者を起訴するか否かを決定します。検察官は、被疑者が罪を犯したと思われる合理的理由があると判断すれば起訴します。日本のような広範囲な起訴猶予の裁量権はありません。このような手続が、予備審問と呼ばれている手続です。その後、正式な起訴状を裁判所が受理すると、担当裁判官は直ちに被告人に対する逮捕状を發布し、警察にその執行を命じ、この時点で被告人は身柄を拘束されるのです。検察官は、このように一般事件について警察の捜査を十分チェックし、不当な身柄拘束を回避する重要な役割を果たしています。

裁判所が有罪判決を下すには、検察は被告人に関する相当の証拠がある事を明らかにしなければなりません。すなわち、犯罪が遂行されたと信じ得るに足る合理的な証拠があり、被告人がその犯罪を遂行したと考えられる事を明白にしなければなりません。そこでは、厳格な証拠規則にのっとりて作業を進めなければなりません。捜査段階で被告人の有罪を立証するのに十分な各種の書類も手に入りますが、その多くは証拠としては利用できません。ほとんどの関係書類は、憲法あるいは厳格な刑事司法規則にのっとり、正式の証拠書類からは除外されます。例えば、自白に関していえば、身柄勾留中の被疑者が、警察に対し当該犯罪を遂行したのが自分であると認めたと仮定します。犯行を認めた事は書面に書き記されます。しかしながら、被告人に不利な証拠としてその書類を使うためには、その書類が被告人と弁護人によって作成されたものでなければなりません。もし、弁護人の立会い、署名無しに作成された書類であれば、法廷でそれを被告人に不利な証拠として利用することはできません。もちろん、自首する際には、憲法の下に、弁護人なしで行う事もできません。しかし、弁護人を要求できる権利を放棄する際にも、弁護人の介在が必要で

あり、いずれにしても弁護人は必要な存在です。

訴追を行う義務は、有罪にする事だけでなく、正義が遂行されたかどうかを確かめる事にもあります。従って、公判中に検察側が、被告は無罪であると確証した場合、専門家責務規約 (Code of Professional Responsibility) の下に当該事件を取り下げなければなりません。

(三) 裁 判

フィリピンには四つのレベルの裁判所があります。下級裁判所としては、地方裁判所 (全国に七三ある州及びその他の市町村レベル) があり、これは全国の地方自治体や都市等に見られます。これらの刑事司法に関する管轄は、刑が四年以下の禁固刑の事件のみに制限されています。地方裁判所の下には、各州、各都市ごとに支部が置かれており、その数は、当該地域の人口に比例しています。地方裁判所にあてはまらないその他の刑事事件は、地区裁判所 (マニラ首都圏及び全国にある地区レベル) で起訴されます。これより上級審になると、三人の裁判官によって構成される上訴裁判所がありますが、これは、一般的な起訴事実を裁くものではありません。ただ単に、地区裁判所での有罪判決が間違いであると被告が上訴した時に、地区裁判所での判決を見直すためのものです。そしてもし、上訴裁判所でも被告が有罪判決を受けた場合、被告は一五人の裁判官によって構成される最高裁判所に上訴する事が出来ます。しかし、被告が上訴裁判所で無罪放免になった場合、もし検察が上訴すると、憲法で禁じられている二重の危険を侵す事になるので、そのような判決に対しては上訴できません。

被告は、法廷に出廷しても、有罪と立証されるまでは、憲法の下に無罪と推定されます。換言すると、被告は自分の無実を立証する必要は無く、有罪を立証するのが検察の義務なのです。裁判官は、公判中公正でなければなりません。裁判官は、実際に公正であり、かつ公正であるように見えなければなりません。裁判官の言動は、片方に好意的

であつてはなりません。わずかでも、不公正さが感知されれば、検察或いは被告側が当該裁判官が公判を進めるのを阻止する理由となり得ます。従つて、事件の当事者、或いはその弁護士と血族関係であつたり、近親者が事件に利害を持ち、最終的に裁判の結果に影響を及ぼすような場合、その裁判官はその事件の担当者としては失格です。

被告の有罪判決は、その有罪が合理的な疑いを越えて立証されたとき初めて裁判官によつて下されるのです。合理的な疑いを越えた証拠とは、道徳的な側面からも問題がなく、被告の無実疑問をもちたらしめるような証拠です。

更に、裁判官は、如何なる事件でも、提出された証拠に基づいて有罪または無罪の判決をするといった事実を直視しなければなりません。尋問中の言動は全て記録し、証言、書類、現物等の証拠は全て保存されなければなりません。裁判官はそこから逸脱してはならないのです。ですから、個人として被告の有罪を確証していても、それを支持する証拠がなければ、当該裁判官は当該被告を無罪放免し、被告の釈放命令を出さねばなりません。我国の厳格な証拠・裁判・量刑規則の故に、時には、本当は有罪となるべき人物が自由にされ、実際は無罪の人物が刑務所に送られる事があります。しかし、このような残念な出来事は、そう頻繁に起きるものではなく、これらは我々が証拠規則を厳守し、裁判を遵守している故の副産物なのです。我国の証拠や裁判に関する法律は、聖人であろうと罪人であろうと、社会内の全ての構成要員の人権保護のためにあるのです。もし、法が我々の正当な欲求を保護できなければ、我々自身を守る事はできないでしょう。

二 最近における犯罪事情

我国の刑事司法制度に関わる問題は、社会全体の問題でもあります。言い換えれば、ある社会における刑事司法制度や犯罪防止努力は、その社会に見合った程度のものであります。ここで、犯罪防止において直面する問題、すなわ

ち、結局は社会全般の問題であろうと分析される問題について触れたいと思います。

(一) 貧困

悲しい事に我国は、日本ほど産業が進んだ豊かな国ではありません。貧困はたくさんの方の社会悪をもたらします。一般的に、国民は日々の生活に追われ、他の事を考える暇がありません。近視眼的な見方しかできません。極端な例になると、悪を悪で正す事ができないという事を良く認識しないままに、薬物、強盗、窃盗、殺人、誘拐等の問題から逃避するために犯罪を犯します。最後には、社会全体が犯罪の存在に慣れてしまい、問題は病的になってきます。もはや、国民にとって、犯罪のない社会と犯罪の頻発する社会が同じように見え、識別がなくなってきました。

(二) 汚職

我国の汚職は慢性的ではありませんが存在します。個人の私的な利害を追求するために、汚職は行われます。政府の汚職は、贈収賄や過去の好意に対する見返り、知人、親戚、血族に対して、要求を呑むという形で行われています。

(三) 業務の負担増

処理すべき事件は山積していますが、警察官、検察官、裁判官の数は限られています。最近では、処理できる数の二倍の事件の申し立てがあります。一人の裁判官と一人の検察官が、一日一〇件の裁判を行うのは普通です。これが一日が終わってしまいます。しかし、事件を訴追するだけが検察官の仕事ではありません。捜査、証拠収集、報告書作成、覚書き作成や時間のかかる事務的な仕事もあります。六、三〇〇万人のフィリピン人に対し、全国にたった一、五〇〇名の検事しかいないのです。

三 刑事司法制度改善のための諸方策

現在、刑事司法制度の抜本的な再構築が行われています。社会全体が未曾有の熱意をもって、協力しているので、再構築へ向けての努力は大変うまく調整されています。それでは、次の点に言及させて下さい。

(一) 行政府

フィデル・ラモス大統領が就任した時、彼は、国内で増大する犯罪と対決する事を最優先事項の一つとしました。そして、同大統領の最初の公式活動は、大統領犯罪対策委員会 (Presidential Anti-Crime Commission) の設置でした。これは、組織犯罪グループ、特に身代金目当ての誘拐グループの解体を目的としています。大統領犯罪対策委員会は、今のところ国民の期待に応えています。この委員会は、まるで目隠しをされているかのように、全ての人々に法を適用するので、これまで手のつけられなかった凶悪な犯罪者を、法に照らして処断できるようになりました。同委員会は、薬物取引、誘拐、銀行強盗、密輸に関与している最も悪名高い犯罪グループの制圧にも成功しました。大統領の犯罪に対する容赦無い撲滅運動が進むにつれ、少なからぬ警官が銀行強盗、身代金目当ての誘拐等に関わる主要犯罪グループの保護者やメンバーあるいは指導者であることが判明してきましたが、これは国民の警察に対する信頼を失う、という致命傷を与えました。そこで、大統領は間髪を入れず、直ちに、このような悪徳警官の解雇を命じました。警察上層部の何人かも解雇通知を受け取り、刑事裁判に係属中です。新聞には、定期的に汚職警官解雇の記事が掲載されることになっていますが、これは前述の大統領による摘発活動が継続されていることを意味します。一九九三年二月一五日及び一六日、犯罪抑圧包括案作成のために、大統領は自ら、刑事司法関連の行政府各機関の関係者を召集しました。司法長官は国家檢察機構の構造、政策、指導を見直すための委員会を設置し、その活動の結果は一九九三年六月八日に大統領に提出される「檢察官の職務規範 (Manual for Prosecutors)」に包含される事になっ

ています。

(二) 立法府

先ほど述べたように、犯罪者訴追を阻んでいる大きな問題の一つとして、被害者の証言拒否があります。彼らは理由があつて、証言を拒否しているのです。彼らは、従来から犯罪の被害を継続的に被つてきています。そして、被告に不利な証言をすることによつて、また自らを報復の危険にさらす事になるのです。そこで昨年、証人保護、安全、恩典のプログラムに関する法律が通過しました。事件に不可欠な証言をし、それにより自身や家族が危険にさらされる可能性のある証人は全て、政府から十分な保護を受ける対象となります。証人と家族は、より安全な住まいへと住居を移し、政府から十分な財政的支援と保護を受けます。この証人保護プログラムが効果を表し、証人が法廷で証言をする勇氣を持つようになってきています。更に重要な事は、刑事司法制度の各分野における真剣な改革を通じて、犯罪防止のための統一・統合された、政府による対応策を上院が打ち出したという事です。この目標を達成するため革新的な第一歩として、最近関係法案が提出されました。もし、これが法律になれば、国立刑事司法アカデミーが設立され、そこで犯罪防止に関わる政府関係者が、教育・訓練を受ける事になります。このような観点から、私たちはフィリピン人には、楽観的になれる理由があるのです。

(三) 地域社会

人間は間違いから教訓を学びます。犯罪に対する無関心と無感覚が新たな犯罪を生み出しました。しかし、今や国民はそのことに目を覚ましました。特定の犯罪と戦うための協会がいくつか創設されました。これらの対策は、犯罪の抑制に功を奏しています。例えば、全国に会員がいる“Citizen Drug Watch”（薬物見張り番）は、薬物の売人と常用者を常に監視し、効果的に薬物売買を減少させました。この会の収集する情報は、薬物事犯取締まりの法制化の

ためにも役立つています。もう一つの例は、政府関係者や一般市民から成る“Movement for the Pestoration of Peace and Order”（平和・秩序回復の会）で、この団体は特に身代金目当ての誘拐撲滅運動を行っています。この運動の呼び掛けは、大変素晴らしいもので、現在も続々と参加者が増えており、それに伴って社会に対する大きな脅威である誘拐の撲滅に少なからず貢献しています。先月“Kabising Peoples Movement”（カビシグ市民運動）という団体が設立されました。その会員は、若者、都市部の貧困者、企業、学者、宗教団体など多種多様にわたっています。この団体の第一目標は、道徳心の高揚・回復です。上院議員である大統領の妹がこの団体を率いており、同団体の明るい未来を過小評価することはできないでしょう。

（四） 国際協力

各種の犯罪、特に組織犯罪は現在国際的な広がりを見せており、その効果的防止活動のためには、関係諸国が従来にも増して協力しなければなりません。不法収益の洗浄即ちマネーロンダリングは、組織犯罪者が関わる典型的な犯罪であり、私たちが早急に解決しなければならぬ大きな問題の一つです。残念ながら、私たちの首都マニラも、彼ら組織犯罪者たちが違法な薬物等を密輸する際の中継基地として使用されている現状であり、ここにおいても一層緊密な国際協力が求められます。

アジ研と財団は、それぞれ二人三脚の関係を保ちつつ相助け合いながら、この点において国際貢献しております。本年二月一八日及び一九日の両日、世界中の司法・警察関係の担当者を招いて、組織犯罪抑制をテーマとした国際セミナーが、アジ研において開催されました。私もこの会議に出席する機会をいただきましたが、そこでは、出席した実務担当者間で、現在直面している各種の組織犯罪をいかに効果的に抑制していくかについて、真剣な意見が交わされました。この会議の成果は、今後実質的な組織犯罪防止活動の場において有効に生かされていくことでしょう。

私は、財団がそのスローガンとしている「犯罪なき繁栄」の社会を実現するためには、このような国際会議を通して関係各国が必要な情報交換を行うとともに、一層緊密な協力体勢の下にこの問題に対処していくことの重要性を痛感しました。

おわりに

以上、私は、自由と解放に向かって進展している国フィリピンについて話して参りました。それは、取りも直さず犯罪社会からの開放です。「今回こそは成功するだろう。」といった国民の希望は、根拠のあるもののように思えます。我々の大統領は、幸いにも力強く決断力のある政治家です。そして、同大統領は、社会の安全を政府の最重要課題として取り上げるといふ立場を、今後とも取り続けることでしょう。

私たちの大統領は、従来から各種の政府機関にあって公務を歴任して参りました。従って、政府各機関の内情に詳しく、特に前フィリピン国家警察隊長官として、法執行部門に介在している諸問題について良く理解しております。我が政府の頂点に立つ指導者として、その豊かな体験と強固な意思をもって、今後とも私たち国民を導いてくれることでしょう。そして、私たちは、独立国家として工業化を目指しつつ多くの障害を乗り越えて、犯罪の脅威を必ずや克服するであろうと確信するものです。